

運 航 基 準

改 正 2013 年 12 月 21 日

第 1 章 目 的

(目的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、琵琶湖内での旅客定期・旅客不定期全航路の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 運 航 の 可 否 判 断

(発航の可否判断)

第 2 条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・水象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

また、異常湧水や増水で栈橋と船舶の段差が想定外となった場合などにおいて、運航管理者が危険と判断したときは、水位が回復するまで栈橋の使用を禁止する。

気象・水象 港名または栈橋名	風 速	波 高	視 程
びわ湖内各港および 下記以外の栈橋	12 m/s 以上	1.2 m 以上	300 m 以下
海津大崎栈橋 マキノ栈橋	12 m/s 以上	0.8 m 以上	300 m 以下

2. 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・水象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風 速 15 m/s 以上	波 高 1.8 m 以上
---------------	--------------

3. 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2. 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその水上模様は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 高
13 m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	1.5 m 以上

3. 船長は、航行中、周囲の気象・水象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊または臨時寄港の措置をとらなければならない。

ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風 速 15 m/s 以上	波 高 1.8 m 以上
---------------	--------------

4. 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは基準航行を中止し、当直体制の強化を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊または基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程 300 m 以下

(入港の可否判断)

第 4 条 船長は、入港予定地内の気象・水象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の水域での錨泊、抜港、臨時寄港、その他の適切な措置をとらなければならない。

また、異常湧水や増水で栈橋と船舶の段差が想定外となった場合などにおいて、運航管理者が危険と判断したときは、水位が回復するまで栈橋の使用を禁止する。

気象・水象 港名または栈橋名	風 速	波 高	視 程
びわ湖内各港および 下記以外の栈橋	12 m/s 以上	1.2 m 以上	300 m 以下
海津大崎栈橋 マキノ栈橋	12 m/s 以上	0.8 m 以上	300 m 以下

(運航の可否判断等の記録)

第 4 条の 2 運航管理者および船長は、運航の可否判断、運航中止の措置および協議内容を「運航中止等の状況表」に記録するものとする。

運航を中止する基準に達したまたは達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。

記録は適時まとめて記載しても良い。

第 3 章 船 舶 の 航 行

(運航基準図等)

第 5 条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

(1) 起点・終点および寄港地の位置ならびにこれら相互間の距離

- (2) 航行経路(針路・変針点・基準経路の名称等)
- (3) 標準運航時刻(起点・終点および寄港地の発着時刻)
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常船舶が輻輳する水域
- (6) 船長が(副)運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第 6 条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路のみとする。

(速力基準等)

第 7 条 速力基準は、別表のとおりとする。

- 2. 船長は、速力基準表を船橋内および機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。

(特定航法)

第 8 条 船舶は、各港の出入港に際しては、次の航法により航行しなければならない。

1. 彦根港

- (1) 船舶は、入港しようとするとき、第1防波堤灯標からできるだけ遠ざかって入港し、港内の右側を航行しなければならない。
- (2) 船舶は、出港しようとするとき、水路の右側を航行し、第1防波堤に

できるだけ近寄って通過しなければならない。

- (3) 船舶は、入出港しようとするとき、第1防波堤灯標沖合 300m以内の水域は、5ノット以下で航行し、他船の航行に十分注意しなければならない。

2. 大津港

- (1) 船舶は、入港しようとするとき、A-1防波堤東突端にできるだけ近寄って入港し、港内の右側を航行しなければならない。
- (2) 船舶は、出港しようとするとき、水路の右側を航行し、A-4防波堤西突端にできるだけ近寄って通過しなければならない。
- (3) 船舶は、出入港しようとするとき、棧橋沖合 500m以内の水域は、5ノット以下で航行し、他船の航行に十分注意しなければならない。

3. 竹生島港

- (1) 船舶は、入港しようとするとき、竹生島棧橋沖合 700m水域で5ノット以下に減速し、他船に危険を及ぼさない速力で入港しなければならない。
- (2) 船舶は、出港しようとするとき、他船の行動に十分注意して棧橋沖合 700mの水域を通過するまでは増速してはならない。

4. 今津港

- (1) 船舶は、出入港しようとするとき、棧橋沖合500m以内の水域では4ノット以下で航行し、他船の航行に十分注意しなければならない。
- (2) 船舶は、水路においては、並列航行あるいは他の船舶を追い越してはならない。

5. 海津大崎棧橋

船舶は、出入港しようとするとき、棧橋沖合 500m以内の水域では、4ノット以下で航行し、他船の航行に十分注意しなければならない。

6. マキノ棧橋

船舶は、出入港しようとするとき、棧橋沖合 500m以内の水域では、

4ノット以下で航行し、他船の航行に十分注意しなければならない。

7. 守山ピエリ港

(1) 船舶は、出入港しようとするとき、棧橋沖合500m以内の水域では

4ノット以下で航行し、他船の航行に十分注意しなければならない。

(2) 船舶は、水路においては、並列航行あるいは他の船舶を追い越してはならない。

8. 長命寺港

(1) 船舶は、出入港しようとするとき、棧橋沖合500m以内の水域では

4ノット以下で航行し、他船の航行に十分注意しなければならない。

(2) 船舶は、水路においては、並列航行あるいは他の船舶を追い越してはならない。

9. 尾上港沖合 1kmの水域付近に浅瀬があるため、同水域から尾上港までは、5ノット以下で航行すること。

10. 瀬田川を航行する場合は、5ノット以下とすること。

11. 沖の白石付近には暗岩があるため、同水域を航行する船舶は5ノット以下で航行すること。

12. 船舶は、上記 1 から 6 以外の各港に出入港しようとするときは、棧橋沖合500m以内の水域は、5ノット以下で航行し、他船の航行に十分注意しなければならない。

(通常連絡等)

第 9 条 船長は、航行に関する安全情報等で運航管理者に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

2. 運航管理者は、航行に関する安全情報等で船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第 10 条 船長は、入港に際し、運航管理者の援助を必要とする事項がある場合は、次の事項を連絡するものとする。

- (1) 入港予定時刻
- (2) 運航管理者の援助を必要とする事項

2. 前項の連絡を受けた運航管理者は、船長に次の事項を連絡する。

- (1) 岸壁または棧橋付近の気象、他船の有無と状況
- (2) 援助要請に対する回答または対処事項

(連絡方法)

第 11 条 船長と運航管理者または運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

区 分		連 絡 先	連 絡 方 法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行または停泊している地点を管理する営業所	159.17MHZ 無線電話
(2)	緊急の場合	最寄の営業所	同 上

(機器点検)

第 12 条 船長は、入港着岸（棧）前、岸壁、棧橋手前等、入港地の状況

に応じ安全な水域において、舵等の機器点検を実施する。

一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記 録)

第 13 条 船長および運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、

その内容を航海日誌に記録するものとする。